

令和8年鉾田市農業委員会5月定例総会議事録

日 時	令和8年5月25日（月）午後2時00分																																																																														
場 所	鉾田市役所 2階 大会議室																																																																														
出 欠 状 況	<table><tr><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr><tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr><tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr><tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr><tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr><tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr><tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr><tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr><tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr><tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr><tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr><tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr><tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr></table>	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																										
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																										
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																										
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																										
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																										
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																										
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																										
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																										
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																										
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																										
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																										
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																										
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																										
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐兼係長 三島係長 田口主事																																																																														
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	7番 菅谷卓司 8番 関根 薫																																																																														
書 記	日下部局長補佐兼係長																																																																														
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 地域計画の変更に対する意見決定について 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について 議案第 4 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 5 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第 7 号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について																																																																														

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
	(開 会)
事務局 長	定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。 [Redacted]

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
	(開 会)
事務局 長	定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。 [Redacted Content]

	報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について 報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第３号　農地法第３条第１項第１３号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第４号　農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
	(開　　　会)
事 務 局 長	定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和８年銚田市農業委員会５月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。
会　　　長	どうも皆さん、こんにちは。

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
	(開 会)
事 務 局 長	定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。 [Redacted]

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
	(開 会)
事 務 局 長	定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。 [Redacted]

[illegible]

	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]

事務局 長		
	今日もいろいろな案件がありますので、慎重審議よろしく願いいたします。 ありがとうございました。	
議 長	それでは、定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。	
議 長	それでは、始めたいと思います。ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございません。 (異議なしの声あり)	
議 長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。	
議 長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)	
議 長	異議なしと認めます。会議録署名人に、7番 菅谷卓司 委員、8番 関根薫 委員の両名を指名いたします。	
議 長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部局長補佐を指名いたします。	

議 長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号5番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号5番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては5件、地目、田6筆、畑20筆、計26筆。面積は6万2,043平方メートルでございます。契約内容につきましては、全て売買となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。
山口陽一委員	10番、山口です。申請番号1番と2番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんと■■■■さんは■■■■の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。去る5月20日、事務局と聞き取り調査に行ってきました。■■■■さんは■■■■にいます■■■■の■■■■をされながら、水稲、大根、カンショなどの作付をしており、農業経験年数は40年以上、家族みんなで農業を行っております。また、トラクターも所持しております。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地

議	長	それでは、番号1番から番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号5番について申請どおり許可と決定すること でご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番から番号5番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定 について)
議	長	続きまして、議案第2号 「地域計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事 務 局		令和8年5月1日付銚農振第75号で地域計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書3ページのとおりでございます。申請件数7件、筆数8筆、面積2,870.49平方メートル、申請目的につきましては、一般住宅、進入路・車庫、進入路でございます。意見書(案)につきましても記載のとおりでございます。令和8年5月25日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 (議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第3号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事 務 局		令和8年5月11日付鉾農振第31号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書4ページのとおりでございます。申請件数8件、筆数11筆、面積1万1,044.96平方メートル、申請目的につきましては、住宅型老人ホーム、賃貸住宅、資材置場・駐車場、一般住宅、太陽光発電設備でございます。意見書(案)につきましては記載のとおりでございます。令和8年5月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上です。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定に

議 長	ついて、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
	(議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして、議案第4号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1、108平方メートル。申請人、[REDACTED]。転用施設、資材置場・駐車場、1、108平方メートル。事由、[REDACTED]を行っておりますが、現在の敷地では手狭なため、申請地に新たな資材置場及び駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
村上勝信委員	5番、村上です。1番について報告いたします。 去る5月15日、4番、大貫委員、5番、村上、7番、菅谷委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置させる資材置場及び駐車場としても例外的に許可できる農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画、面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしますので、ご報告いたします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	8番、関根です。1番についてご説明いたします。 地図1ページ左側中央下にあります。これは、 のよりのほうに向かって1.5キロほど進んだ 左のカーブの手前のところに ということで、も う何十年前からの事業を展開はしておりますが、今回の申請地の農 地に関しては、 それができたからといって日陰になるとかそういう影響は全くな いので、とかそういうの修理をするために、 どうしても今の現状では狭いために拡張したいということのお話 は伺っております。問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろし くお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま す。 (議案第5号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農地法第5条の規定による権利の設 定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。

議 長	関連があるので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、番号2番、権利、売買。1番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積912平方メートル。2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,644平方メートル。譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備。事由、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 菅谷卓司委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 7番、菅谷です。申請番号1番及び2番についてご報告いたします。 場所につきましては、地図の1ページの右側の位置になります。詳細については、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、住宅と山林に囲まれました地域にある集団性の低い農地でありまして、農地区分は第2種農地と判断をいたしました。農地転用許可基準から判断いたしまして、太陽光発電設備の設置する目的、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画性等いずれも適と認め、3人の総合意見としまして可と判断しましたので、ご報告いたします。 以上です。
議 長 菅谷美尚委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 22番、菅谷です。1番、2番が同じ申請案件で、譲受人、譲渡人とも同じ人なので、なおかつ申請地も[REDACTED]ですので、一括で説明いたします。 場所は、地図1ページ右側になります。[REDACTED]を[REDACTED]方面に向かい、約2.5キロ地点を左折して直進400メートルの右側と左側になります。譲受人[REDACTED]と譲渡人[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんが高齢になって農業ができなくなってきたため、[REDACTED]の紹介で[REDACTED]さんとの間で売買の話がまとまったそうです。[REDACTED]さんは、買い取った農地で太陽光発電を設置したいとのこと。よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を

		許します。 はい、どうぞ。
	関根薫委員	8番、関根です。今の太陽光パネルだと思うのですが、隣接している、■■■■でも平畑だったら太陽光パネルがあるとかかなり温度が上昇すると思うのです。それ隣接しているところには問題はないのでしょうか。
	菅谷美尚委員	■■■■が土地を売ったのです。だから、結局■■■■の土地を■■■■さんに譲ったような感じなので、■■■■さんとの間で、例えば太陽光の反射熱などがあつた場合には、両者間で話し合ってもらえると思います。土地を売った■■■■が、■■■■とあり、今回の申請地は■■■■なので、反射光というのは、その■■■■だけに影響のある部分だと思うのです。このため、当事者間で話し合いはしてもらえるとします。
議	長	補足すると、現況は畑でございますけれども、かなり荒れております。問題ない案件かと思われまふ。 そういうことで、そのほかに質疑のほうはありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番、番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番、番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号3番、権利、使用貸借。申請地、■■■■，地目、畑、面積587平方メートル。使用借人、■■■■。使用貸人、■■■■。転用施設、自己住宅、111.58平方メートル。事由、現在■■■■に住んでいるが、子供の成長に伴い、手狭なため、申請地を借り受けて自己住宅を建築したい。詳

議長 大貫修一委員	細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 それでは、現況調査員の調査報告を求めます。どうぞ。
議長 大貫修一委員	4番、大貫です。3番について報告いたします。 場所については地図2ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、都市計画区域内の第1種低層住宅専用地域、第1種住居地域であり、農地区分は第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議長 荒野信寿委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。現況調査員さん、ご苦労さまでございました。申請番号3番についてご説明をいたします。 申請地は地図2ページの左側です。場所につきましては、 に位置します。 の近くの農地でございます。申請人、さんと、土地所有者、さんはでございます。このたびさんから申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことで申請がございました。問題ない案件とと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。

	(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。
事務局	農用地利用集積等促進計画(案)について、意見を求められてございます。申請件数につきましては23件、筆数は36筆で、合計面積は10万7,143平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和8年5月25日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	16ページの■■■さんですか、これは内容が水稻で、現況地目が畑とは、これはどういうことなのですか。畑を田んぼにしているということなのかなと思って。
議長	16ページ、はい、どうぞ。
事務局	こちらは、作付は水稻で間違いないのですけれども、一応陸田という形で米を作っているということでご記入いただいております。
議長	そのほか質疑のほうどうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定

議 長	については、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。
	(議案第7号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について)
議 長	続きまして、議案第7号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	お手元のこの大きいA3の資料1を御覧いただきたいと思います。「最適化活動の実施及び点検・評価について」を説明いたします。農業委員、推進委員から毎月提出していただいている活動日誌から該当する項目を拾い上げ、毎年委員の活動を総会で点検・評価を行うことになっております。この評価の結果については、茨城県農業会議へ報告することになっております。つきましては、令和7年度の委員の活動をご確認していただき、点検及び評価をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 以上でございます。
議 長	ここで暫時休憩いたします。 休憩 午後2時30分 再開 午後2時35分
議 長	それでは、休憩前に引き続き審議に入ります。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 どうでしょう。この議案にかかる点検・評価の状況については、事務局にお任せする形がよいかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長	(質疑なしの声あり) それでは、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」 は、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	4件の届出がございました。11筆で面積は3万8,037平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。19筆で面積は1万6,071平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。

	ます。 以上でございます。 (報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。計3筆で地目、畑、面積2万3,383平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、申請番号1を、令和8年4月28日、申請番号2を4月30日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。 (報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長	続きまして、報告第4号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より1件の照会がございました。番号1番、地目、畑から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年4月22日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	それでは、以上で議案の審議及び報告を終わります。

議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。事務局、どうぞ。
事 務 局	まず最初に、「令和9年度国・県・市町村農業施策に対する要望」の提出についてご説明させていただきます。お手元にクリップ留めの資料があると思うのですか、それを御覧いただきたいと思います。この件に関しましては、茨城県農業会議から「令和9年度国・県・市町村農業施策に関する要望」の取りまとめについて依頼がありました。つきましては、事務連絡の依頼文書のとおりではあるのですが、昨年度に提出したものを参考にいただき、意見・要望がございましたら、別紙様式1号に記入の上、提出していただきたいと思います。また、提出していただきました意見・要望につきましては、検討、集約の後、6月末をめどに茨城県農業会議への報告と今年度も昨年に引き続き、市に対しても要望を行いたいと考えております。大変お忙しいところ恐縮に存じますが、6月10日までにご報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	そのほか何かありましたらお願いします。どうでしょうか。 (なしの声あり)
議 長	ないようなので、それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。 午後2時45分 閉 会 署 名 人 _____ 議長（会長） _____ 7 番 委 員 _____ 8 番 委 員